



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価 (送料共) 1か月 2,200円

目次 (*については県法規集掲載事項)

○ 規則

*48 生活保護法施行細則の一部を改正する規則
(福祉保健総務課)

○ 公営企業管理規程

- *1 企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程
- *2 和歌山県公営企業組織規程の一部を改正する規程
- *3 和歌山県公営企業事務決裁規程の一部を改正する規程
- *4 和歌山県公営企業公有財産管理規程の一部を改正する規程

規 則

和歌山県規則第48号

生活保護法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

生活保護法施行細則の一部を改正する規則

生活保護法施行細則(平成12年和歌山県規則第125号)の一部を次のように改正する。

別記第2号様式中

他	1	社会保険
法		

2	精神衛生法	29条	32条
3	結核予防法	35条	34条
4			

他	1
法	5

社会保険 2 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 第29条
障害者自立支援法 第58条 4 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 第10条
その他

別表第1 (第4条関係)

組 織	支 給 区 分		課長又は課長相当職			課長補佐 又は課長 補佐相当 職
	部長又は 部長 相当職	次長又は 次長 相当職	4種	5種	6種	6種
公営企業課	1種	4種	課長		副課長	副課長
和歌山県工業用水道管理センター				所長		

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

する法律 第37条の2

に改める。

別記第10号様式中「吏員印」を「職員印」に改める。

別記第11号様式中「交付吏員印」を「交付職員印」に改める。

附 則

- この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- この規則による改正前の別記第2号様式の規定による用紙は、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

公営企業管理規程

和歌山県公営企業管理規程第1号

企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成19年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

企業職員の給与に関する規程(昭和42年和歌山県公営企業管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「管理職手当の給料月額に対する支給割合の区分」を「その職を占める職員の管理職手当の支給区分」に改め、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 前項に規定する職を占める職員に支給する管理職手当は、当該職員に適用される給料表の別並びに当該職員の属する職務の級及び当該職員の職に係る前項の規定による支給区分に応じて定める額とする。

別表第1を次のように改める。

和歌山県公営企業管理規程第2号

和歌山県公営企業組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成19年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県公営企業組織規程の一部を改正する規程

和歌山県公営企業組織規程（平成17年和歌山県公営企業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

第1条、第2条第1項及び第4条中「商工労働部」を「商工観光労働部」に改める。

第8条第1項の表を次のように改める。

組 織	職	職 務
工業用水道管理センター	所長	上司の命を受け、当該機関が所掌する事務を掌理し、その事務を処理するため、所属職員を指導監督する。
	課長	上司の命を受け、所長を補佐し、所長に事故があるときは、当該職務を代理し、当該課の事務を処理し、所属職員を指揮監督する。この場合において、課長が2人以上あるときは、あらかじめ所長の指名する課長が当該職務を代理する。

第8条第2項の表工業用水道管理センターの部専門技術員の項を削る。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

和歌山県公営企業管理規程第3号

和歌山県公営企業事務決裁規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成19年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県公営企業事務決裁規程の一部を改正する規程

和歌山県公営企業事務決裁規程（平成17年和歌山県公営企業管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「商工労働部長」を「商工観光労働部長」に改める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

和歌山県公営企業管理規程第4号

和歌山県公営企業公有財産管理規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成19年3月30日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県公営企業公有財産管理規程の一部を改正する規程

和歌山県公営企業公有財産管理規程（平成17年和歌山県公営企業管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「和歌山県商工労働部企業立地局公営企業課長」を「和歌山県商工観光労働部企業立地局公営企業課長」に改める。

第5条中「和歌山県商工労働部企業立地局公営企業課」を「和歌山県商工観光労働部企業立地局公営企業課」に改める。

第16条中「第238条の4第4項」を「第238条の4第7項」に改める。